

環境監視事業

1. 一般廃棄物不適正処理対策事業

ごみの不法投棄防止対策として定期的な巡回監視の実施や不法投棄防止看板の設置等、不法投棄の防止に努めるとともに、市民やより良い環境を作る監視連絡員からの報告や、警察署などの関係機関等と連携を密にすることで、不法投棄問題に対し、自然環境及び生活環境の悪化防止に努めた。

【不法投棄の件数及び収集量の推移】

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
収集件数 (件)	124	152	121	79	75
収集量 (トン)	47.80	37.62	28.15	8.58	3.89

また、ごみ集積場に適正に排出された資源物等は、「廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」により市の所有物として、市又は市から収集運搬の委託を受けた者以外の者が持ち去る行為を禁止している。

ごみの抜き取り防止対策として早朝・夜間に資源ごみ・粗大ごみ置場の巡回パトロールをシルバー人材センターに委託して実施するとともに、職員による巡回パトロールも行い、抜き取り行為者に対して警告書による指導を行うなど、抜き取り防止対策に努めた。

【抜き取り防止条例施行前後の資源化量の推移】

(単位 トン)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
紙類	603	794	973	963	808	757	840	873	911
金属類(缶類)	268	286	325	346	354	357	344	319	305
大型金属類	159	329	292	290	246	248	233	215	212
合計	1,030	1,409	1,590	1,599	1,408	1,362	1,417	1,407	1,428

※平成20年10月1日 抜き取り防止条例施行(条例改正)